

4月1日から、後期高齢者

医療制度がはじまります

世帯構成による保険料計算例 (埼玉県後期高齢者医療広域連合作成)

均等割額 42,530円 所得割率 7.96%

世帯構成	公的年金収入等	軽減割合	均等割	所得割	合計	
単身 75歳	公的年金収入79万円	7割	12,750	0	12,750	
単身 75歳	公的年金収入180万円	2割	34,020	21,490	55,510	
単身 75歳	公的年金収入208万円		42,530	43,780	86,310	
単身 75歳	公的年金収入450万円		42,530	215,710	258,240	
単身 75歳	公的年金収入79万円 + 営業所得30万円	7割	12,750	0	12,750	
単身 75歳	公的年金収入79万円 + 営業所得50万円	2割	34,020	13,530	47,550	
単身 75歳	公的年金収入79万円 + 営業所得390万円		42,530	284,170	326,700	
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入160万円 妻:公的年金収入100万円	7割	夫分	12,750	5,570	18,320
		7割	妻分	12,750	0	12,750
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入192万円 妻:公的年金収入79万円	5割	夫分	21,260	31,040	52,300
		5割	妻分	21,260	0	21,260
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入235万円 妻:公的年金収入79万円	2割	夫分	34,020	65,270	99,290
		2割	妻分	34,020	0	34,020
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入500万円 妻:公的年金収入79万円		夫分	42,530	249,540	292,070
			妻分	42,530	0	42,530
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入192万円 + 不動産所得60万円 妻:公的年金収入79万円		夫分	42,530	78,800	121,330
			妻分	42,530	0	42,530
夫77歳 妻75歳 子48歳(世帯主)	夫:公的年金収入79万円 妻:公的年金収入79万円 子:営業所得100万円	2割	夫分	34,020	0	34,020
		2割	妻分	34,020	0	34,020
夫77歳 妻75歳 子48歳(世帯主)	夫:公的年金収入79万円 妻:公的年金収入79万円 子:営業所得300万円		夫分	42,530	0	42,530
			妻分	42,530	0	42,530
本人77歳 子48歳(世帯主)	本人:公的年金収入79万円 子:給与収入120万円	5割	21,260	0	21,260	
本人77歳 子48歳(世帯主)	本人:公的年金収入79万円 子:給与収入200万円		42,530	0	42,530	

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から新たに独立した医療制度がはじまり、対象者は75歳以上の後期高齢者となります。問い合わせ 高齢者支援課（内線183）

保険料について

1. 保険料
 - 平成20年4月1日以降は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方で申請して広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を納めていただくこととなります。
 - 2. 保険料の計算・徴収
 - 保険料の計算は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収は、三芳町が行います。
 - 3. 保険料の計算
 - 保険料は、被保険者お一人ごとに計算されます。
 - 保険料の内訳としては、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）にわかれます。
 - 年間の保険料額については上限が定められており、その金額は50万円です。
 - 4. 保険料の軽減措置
 - ① 所得の低い方は、保険料のうち均等割の部分が軽減されます。
 - ② 健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合の被扶養者であった方は、今まで保険料を負担していなかったといった観点から、保険料の均等割の部分が2

給付について

1. 受けられる主な給付
 - 年間、5割軽減されます。
 - ①、②ともに該当となる方には、①が優先されます。
 - なお平成20年度に限っては、4月から9月までの期間は保険料を徴収しません。また10月から3月までは、均等割の1/10が徴収されます。
 - 5. 保険料の納め方
 - 年額18万円以上の年金受給される方は、保険料は原則として年金から天引きされます。
 - （特別徴収）
 - それ以外の方は、三芳町から送付される納付書（口座振替あり）にて納めていただきます。（普通徴収）
 - 6. 保険料を滞納すると
 - 保険料を滞納している被保険者には有効期間の短い保険証を交付することがあります。
 - また、特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上保険料を滞納している被保険者には、保険証を返していただき、かわりに「資格証明書」を交付することもあります。資格証明書を使って診療機関等で診療を受けた場合、診療費は全額自己負担していただくこととなります。
2. 高額医療・高額介護合算制度
 - 1年間に払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合算し、限度額を超えた場合に、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。
 - 3. 給付が受けられないとき
 - 次に該当するときは、後期高齢者医療制度の給付を受けられない場合や、制限される場合があります。
 - 保険診療以外の医療行為を受け

財源構成等

1. 財源構成等
 - 財源構成は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、高齢者からの保険料（1割）で構成されます。
 - 2. 被保険者証（保険証）
 - ※被保険者証（保険証）は、3月下旬に送付いたします。
 - 3. 第三者行為の届出について
 - 後期高齢者医療制度の被保険者が、交通事故等他人からの不法行為（第三者行為）でけがをし、治療を受ける場合、原則として、加害者が医療費を負担すべきものですが、届出により後期高齢者医療制度でも治療を受けることができます。
 - 4. 第三者行為の届出について
 - 入院時の差額ベッド料・人間ドック・健康診断等）被保険者が自己の故意の犯罪が原因で病气やけがをしたとき、被保険者が、けんか、泥酔などが原因で病气やけがをしたとき、被保険者が、監獄等に拘禁されたとき、など